

# 日本の相続法における遺留分制度に関する研究

餅川正雄\*

## 概要

本研究は、現行の民法（相続法）における遺留分制度について、「法の正義（分配的正義：distributive justice）」の視点から、遺留分制度は今後も存続させるべきという立場で考察を加えるものである。この遺留分制度の内容は、特別受益や寄与分などの扱いがどうなるのかなど、法律の専門家でない一般の国民が相続の問題に直面した場合には、それが非常に分かりにくく複雑なものになっているという現実がある。それだけでなく、民法の立法上の不完全さもあって、国民の常識的な法律解釈の範囲を超えているという問題があると認識している。それは遺産相続について誰が何をどれだけ相続するのかという問題について、家族や親族間で争いが発生するという裁判が多いことが証拠である。

本論では、以下の5つの問題を考究する。第一に遺留分制度の存在理由（reason for existence）について歴史的に考察し、日本の遺留分法（民法規定）は、条文解釈においてローマ型の現物返還ではなくゲルマン型の価値返還と捉える方が理解しやすいことを論述する。第二に配偶者が子とともに相続人となる場合には、配偶者の遺留分が基礎財産の四分の一になるという現行の規定は、妻の通常の貢献分（二分の一）が確保できないという問題を指摘する。第三に直系尊属（父母・祖父母）だけが相続人になる場合、総体的遺留分率が三分の一になっているが、その他の場合には二分の一になっていることとの不合理があることを指摘する。第四に特別受益の持ち戻しの問題（生前に「特別受益」を受けた相続人があった場合）については、それを遺留分算定の基礎となる相続財産に算入するという説（算入説）と、算入しないという説（不算入説）があるが、筆者は算入説を支持することを設例によって論述する。第五に「寄与分」について認定は、民法では上限設定はないが、遺留分の争いの範囲ではひとまず棚上げして対応する必要があることを論述する。

遺留分に関する規定は、現行民法の採用している共同相続制度（joint inheritance system）において生ずる問題について十分な配慮がされていないという立法上の問題がある。それについては、現在、民法改正の準備が進められているところであるため、本研究においては今後の民法の改正に関する考察は対象外としている。

キーワード：総体的遺留分、特別受益、寄与分、持ち戻し、遺留分減殺請求<sup>げんさい</sup>

## 目次

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1. はじめに<br>1.1 問題意識<br>1.2 研究対象<br>1.3 研究の前提<br>1.4 筆者の立場 | 2. 遺留分制度の起源<br>2.1 フランス慣習法起源のゲルマン型遺留分制度<br>2.2 ローマ法系起源のローマ型遺留分制度 | 2.3 筆者の見解   |
|   |  | 3. 遺留分制度の趣旨と民法の規定<br>3.1 相続人の保護と被相続人の処分自由<br>3.2 遺留分制度の趣旨と民法の規定<br>3.2.1 被相続人の処分権についての考察<br>3.2.2 遺族の生活保障についての考察<br>3.2.3 潜在的持分についての考察<br>3.2.4 筆者の見解 |
|   |  | 4. 現行の相続法における遺留分制度の考察<br>4.1 遺留分の帰属とその割合<br>4.2 抽象的割合としての総体的遺留分率<br>4.3 個別的遺留分率   |

\* 広島経済大学経済学部教授

- 4.4 遺留分算定の基礎財産
  - 4.4.1 相続開始前に贈与があった場合
  - 4.4.2 生前贈与が相続人になされた場合
  - 4.4.3 遺留分算定の計算式
  - 4.4.4 筆者の見解
- 4.5 兄弟姉妹に遺留分権がない理由
- 4.6 遺留分権利の行使方法
  - 4.6.1 遺留分権に基づく減殺請求権<sup>げんさい</sup>
  - 4.6.2 遺留分算定の設例
  - 4.6.3 筆者の見解
- 4.7 遺留分と特別受益の関係
  - 4.7.1 特別受益としての遺贈
  - 4.7.2 特別受益としての生前贈与
  - 4.7.3 特別受益の持ち戻し制度
  - 4.7.4 特別受益の持ち戻しの設例
  - 4.7.5 特別受益の主張が認められない場合
  - 4.7.6 特別受益の解釈としての「算入説」と「不算入説」
  - 4.7.7 筆者の見解
- 4.8 寄与分についての考察
  - 4.8.1 遺留分と寄与分の関係
  - 4.8.2 特別の寄与がある場合の設例
  - 4.8.3 筆者の見解
- 5. 相続債務を負担する場合の遺留分額の計算方法
- 6. 遺留分減殺請求と相続税法の関係
- 7. おわりに

## 1. はじめに

本研究は、現行の民法（相続法）における遺留分制度（legally reserved portion system）の諸問題について、国民の立場から基礎的な考察（basic study）を加えるものである。相続法は、遺産を誰がどれだけ承継するのが焦点になる。周知のとおり遺留分とは相続人の最低限の取り分のことである。日本の民法は遺留分制度を採用しているが、この制度は遺留分減殺請求の場面では「特別受益の持ち戻し」や「寄与分の考慮」などの関係もあり、一般の国民にとってその内容が非常に分かりにくく複雑（complexity）なものになっていると認識している。

そもそも遺留分制度の起源は歴史的に大陸法の下で発展した制度である。それには「ゲルマ

ン型遺留分制度」と「ローマ型遺留分制度」の二つの系統があることを最初に整理する。続いて、現行の相続法（inheritance law）における遺留分制度の概要について設例（illustrative example）を利用して検討し、特別受益や寄与分などの扱いを巡る諸問題について考究する。遺留分に関する規定は、現行民法の採用している共同相続制度（joint inheritance system）において生ずる問題について十分な配慮がされていないという立法上の問題（legislative issues）があるとの指摘があるが、本研究においては今後の民法の改正に関する考察は対象外とする。本研究の目的は、あくまでも日本の現行民法における遺留分制度を考察することである。筆者は、法の正義（justice of the law）を守るという立場から、公平で公正な遺留分制度となっているかを相続実務の視点から焦点を当て、この制度が抱えている問題点を明らかにしていく。

### 1.1 問題意識

遺留分制度についての筆者の問題意識は、その内容が複雑で分かり難いという点にある。その理由は、民法の規定が現実の相続実務で発生する問題に丁寧に対応できていないという根本的な問題がある。この問題には二つの背景があることを認識しておく必要があると考えている。背景の第一として、一般には相続問題に直面するのは、一生に一度か二度に過ぎないという現実がある。つまり相続の問題は、国民にとって日常的な関心事ではないということである。背景の第二として、相続問題は伝統的に家庭内部の事情に応じて個別に処理されてきたことがある（加藤一郎, 1997, pp. 220-221）。自分の家族の相続問題はプライベートな問題であり、多くの国民は家族の絆があって相続争いにならないように親族が話し合っ（遺産分割協議によって）円満に相続してきたため、民法の規定は裁判になったときに、裁判官の判決の根拠として

利用されてきたに過ぎないということである。

そのため、国民は裁判になるような相続争いに直面しない限り、相続法を学ぶ必要性をほとんど感じないのではないだろうか。遺言相続や法定相続といった法律用語に馴染みがない国民にとっては、「遺留分」という基本的な専門用語を「法律で認められた最低限の取り分」という理解ができたとしても、遺留分を基にした減殺請求について学ぼうとすると、「遺留分を減殺（げんさい）すること」と誤解することがある。また、全体的遺留分率と個別的遺留分率を混同したりする恐れもある。また、遺留分の額を計算するためには、特別受益や寄与分という概念も理解しておく必要があるが、それらと遺留分の関係については判例を検討しなければ理解できないことである。本研究では、複雑で難解な遺留分制度の内容を明らかにしたいと考えている。

## 1.2 研究対象

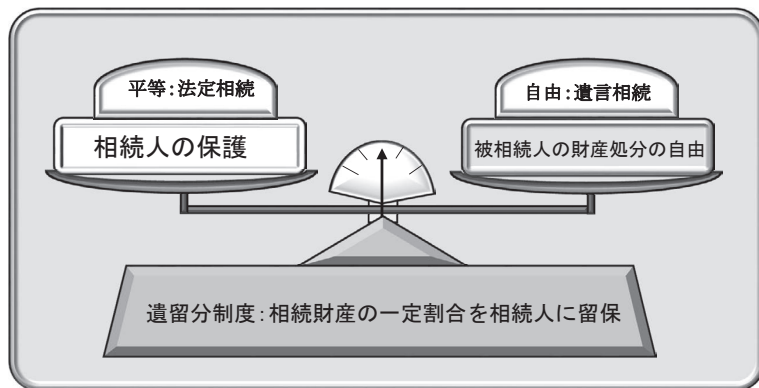
本研究では、第一に先行研究を基にして、遺留分制度の歴史的な起源（historical origin）と二つの系統を明らかにする。第二に、遺留分制度の趣旨と民法の規定（provision of civil code）について条文（provisions）を基に検討する。第三に、現行の相続法における遺留分率と遺留分の算定方法（calculation method）について整理する。そこでは単純な例で考えると理解し易いため、筆者が考えた簡単な「設例」によって検討する方法を採用する。また、特別受益や寄与分についても設例を用いて論述する。第四に、判例研究（case study）として、最高裁判所の判例（2012年1月26日）を基に、遺留分減殺請求における「特別受益の持ち戻し」の考え方と計算過程を検討する。第五に、遺留分と寄与分の関係を「設例」によって考察する。

## 1.3 研究の前提

我が国の伝統的な解釈では、遺言は所有権の絶対や処分を補完する個人主義的な制度であり、遺言の自由を制限する遺留分や法定相続の制度は家族主義的な旧守的制度であると考えられてきた。つまり遺留分の意義と機能を重視しない解釈論となっていた。本研究ではこの伝統的な「遺言の自由を基礎とする伝統的学説」を「遺言相続優位説」と呼ぶことにする。

他方、遺留分制度こそ個人主義的な近代的意義をもつものとして再評価すべきという有力な学説がある。この学説では、遺言制度をみせかけの個人主義的論理に依拠しているものと捉える。遺言制度は、実質的には被相続人（故人）の意思を媒介にして家産の散逸を防いだり、意に叶う相続人への優遇を切り札に、家族・親族集団内での被相続人の権威や求心力を維持したりするのに役立つ家族主義的制度の側面を持っていると理解する。他方、法定相続の制度は、相続人間の平等を原則とし、被相続人が死亡後の財産関係を個人主義化するものであり、個人主義・平等主義を担保する近代的制度となっていると主張する。この説では遺留分の意義と機能を重視する解釈論に向かうことになる。本研究では、この「遺留分を重視する新学説」を「法定相続優位説」（＝遺留分尊重説）と呼ぶことにする（梶村太市他，2013，p. 521）。

図1に示したとおり、右側の「遺言相続」を優位と見るか、左側の「法定相続」を優位と見るかという二つの対立が背後に隠れている。換言すれば、これは「自由と平等の調和」であり、被相続人の財産処分の「自由」を重視して遺言相続を尊重するのか、相続人の「平等」を重視して法定相続を尊重するのかということに他ならない（梶村太市他，2013，p. 521）。この両者の調和点（自由と平等のバランス）を見出すのが法律の解釈論や相続実務の運用論の任務であると言える。



\*筆者作成

図1 遺言相続（自由）と法定相続（平等）の調和

研究の前提として、現在の日本においては、家族の姿（form of family）が変貌を遂げているという事実がある。大家族（三世代同居家族：extended family）が消滅しつつあり、その機能としての高齢者支援（support for the elderly）が期待できなくなっている。端的に述べれば、成人して結婚した男子が両親と同居するケースが少なくなっている。一般国民の認識として、親子は別居して完全に別生計を営むのが普通（popular）だと考えられている。その結果として高齢者の独居（elderly living alone）が進んでいる<sup>1)</sup>。相続と扶養親族は、基本的に切り離して考える方がよいが、遺留分がある相続人（heirs that there is a legally reserved portion）に扶養義務を認めるという考え方も一定の説得力がある（大村敦志，2015，p. 472）。本研究では、この扶養義務については研究対象としていないが、その根拠も範囲も曖昧なものとなっているため、様々な不公正（unfairness）が発生していると認識している。

#### 1.4 筆者の立場

筆者の立場は、遺産相続における公平性の確保という法の正義（justice of the law）をどこまでも貫徹するために「法定相続優位説」すなわち「遺留分尊重説」によるべきだというもの

である。この法定相続優位説を支持する理由は、本研究で扱う法の正義が「分配的正義」の問題であり、「遺産の分割において平等の原則が守られているかどうか？」が問われるからである。誰かの所有物が別の誰かの所有物に至った過程の正しさ（譲渡・移転の正義：justice of the assignment and transfer）によってテストされると考えるからである（平井亮輔編，2014，p. 78）。各相続人の権利が保障できていなければ、法の正義が実現できていない状態であると言える。筆者は、日本における遺留分制度を今後も社会の変化に対応しながら意義あるものに改正し、永続（permanence）させるべきものと考えている。その主たる理由は、父親が配偶者や我が子に遺産を遺し、子は高齢となった父母を扶養する義務があるという当然の考え方が希薄になっていくことを懸念しているからである。

#### 2. 遺留分制度の起源

最初に「遺留分制度の起源（origination）」について考察する。遺留分制度（legally reserved portion system）は、どのような歴史的な経緯があって成立したのかを整理しておく。そもそも遺留分制度は、歴史的に、大陸法（continental law）の下で発展した制度であり、英米法（anglo-american law）はこの制度を知

らないと言われている<sup>2)</sup>。遺留分制度には、次の二つの系統がある。一つは法定相続を原則とする「ゲルマン型遺留分制度」であり、もう一つは遺言相続を原則とする「ローマ型遺留分制度」である（犬伏由子他、2016、pp. 385-386）。以下、この二つの制度の起源と考え方を考察していく。

## 2.1 フランス慣習法起源のゲルマン型遺留分制度

ゲルマン古代においては、財産は家父と家族の共有に属しており、伝統的に家族共同体が支配していた。フランク時代に入ると、この伝統が発展して家族の期待権となり、家父は卑属（子孫）のために自己の財産処分が制限された。時代が進むにつれて一定範囲の処分が認められるようになり、処分できる部分を「自由分」と呼ぶようになった。自由分を除いた期待権の部分がゲルマン型遺留分制度の萌芽となった訳である。

ゲルマン型の遺留分制度は、家族の結合を維持するために、遺留分権利者には相続財産（不動産）そのものの一部を保障する「現物返還（in-kind refund）」という考え方に結びついたものである。そのため、遺留分は、「相続財産の一部」として捉えられており、親族から継承した不動産で、かつ「遺贈によって逸失したもの」に限られていた。

ゲルマン型の典型とされるフランスでは、12世紀の後半に慣習法上の遺留分と呼ばれる制度が成立したことによって、個人の財産（原則として家族の伝来財産である不動産の一部；例えば4分の3）は、無償行為による処分が禁止された。それは、当時、封建制が確立して経済が復活して取引が盛んになり、家族的結合が弛緩（flaccid）して、伝来財産の処分が流行している状況にあり、近親者（家族共同体）の利益を保護する必要があったからである<sup>3)</sup>。

## 2.2 ローマ法系起源のローマ型遺留分制度

ローマ法系起源の「ローマ型」遺留分制度は、遺留分は遺産に対する「債権」とであると考えたものであり、フランス南部の成文法地帯で成立した。この地帯では、ローマ法的「遺言自由の原則」の下で、長子相続（eldest son alone inheritance）が行われて家の維持に貢献しており、遺留分制度としても、ローマ法的義務分制度が適用されていた。この義務分制度は近世初期にフランス北部の慣習法地帯にも導入され、慣習法上の遺留分と併存することになっていった。慣習法上の遺留分制度（相続分説）とローマ法の義務分制度（債権説）は、結局は両者の折衷的な制度が成立した。しかし、フランス相続法は、法定相続を前提とし、相続人の指定を認めておらず、遺留分は法定相続人から「奪うことのできない相続分」として構成している。

ローマ型の典型とされるドイツでは、近世初期にローマ法が継受され、ローマ法的義務分制度が施行された。遺留分制度の存在理由を問われることなく、遺留分は相続分なのか、それとも遺産に対する債権なのかという問題に議論が集中して争われた。最終的に、債権説が勝利した。その理由は、ローマ法の影響が強かったため、相続分説よりも債権説の方が、法的構成の点から合理的であると考えられたことと、家族経営の一体性を維持するためには好都合であったからである。ドイツ遺留分法は、ローマ法的遺言自由の原則を前提とし、相続人は遺言によって自由に指定される建前である。例えば、遺言が濫用された場合には、近親者が路頭に迷うことにもなりかねない。そのような場合には、遺留分権利者（配偶者・子・父母）は、遺留分を侵害された場合に、相続分の一定割合について債権的請求権を有するものとしている（五十嵐清、1976、pp. 284-285）<sup>4)</sup>。

ゲルマン（フランス）型とローマ（ドイツ）型の違いを簡潔に整理すると次の表1のように

表1 遺留分制度の2つの起源

1. フランス慣習法起源	「ゲルマン型」遺留分制度	*フランス
(1) 原則	法定相続 (statutory inheritance) を原則とする。	
(2) 役割	遺留分は法定相続を補強 (reinforcement) するものである。	
(3) 性質	遺留分の性質は、相続権・相続財産の一部と捉える。	
(4) 考え方	「現物返還」として遺贈によって逸出した不動産を返還させるという考え方である。	
2. ローマ法系起源	「ローマ型」遺留分制度	*ドイツ
(1) 原則	遺言相続 (inheritance by will) を原則とする。	
(2) 役割	遺留分は遺言相続を制限 (restriction) するものである。	
(3) 性質	遺留分の性質は、相続財産に対する債権と捉える。	
(4) 考え方	「価値返還」として遺贈や贈与によって、不動産や動産にも及ぶもので、むしろ扶養義務に類似したものという考え方である。	

\*犬伏由子他, 2016, p. 385より筆者作成

なる。

我が国の遺留分制度は、ゲルマン型とローマ型のどちらに属するのであろうか。日本の遺留分制度は、「ゲルマン型」遺留分制度に属しており、フランスに近い制度となっている（犬伏由子他, 2016, p. 386）。そのため、民法では遺留分権利者に相続人であることを要求する。しかし、すべての法定相続人が遺留分権を有する訳ではなく、兄弟姉妹は遺留分権利者にはならない<sup>5)</sup>。

### 2.3 筆者の見解

筆者は、日本の遺留分法は、ゲルマン型のフランス法による解釈ではなく、ローマ型のドイツ法による解釈による方が理解しやすいと考えている。なぜならば、現物返還として不動産などを取り戻すのではなく、遺留分にくいこまれた部分 (infringed part) の価値返還となっているからである。日本では遺留分制度の考え方として、自由な価額弁償 (value compensation) が進んでいるため、家族の義務 (扶養義務: duty to support) と捉える方がより理解しやすいものとなっているからである。その証拠に、遺留分権利者について、民法では次の表2のように定められている。

ところで、英米法は、遺留分という考え方が存在しないのはなぜであろうか。それは、イギ

表2 相続法の遺留分に関する規定

- |  |
|--|
| (1) ①配偶者、②子（またはその代襲者）、③直系尊属（父母）が遺留分権を有する（民法第1028条）。      |
| (2) 「配偶者」は、常に遺留分権利者である（民法第890条）。                         |
| (3) 「子（またはその代襲者）」がいる場合には、直系尊属（父母）は遺留分権利者にはならない（民法第889条）。 |
| (4) 胎児も生きて生まれれば、子（又はその代襲者）としての遺留分をもつ（民法第886条）。           |

\*筆者作成

リスやアメリカでは、「被相続人の意思を尊重する (to respect the decedent's will)」という考え方が根底にあるためである。その結果、「遺言通りに遺産が分割される (the heritage is divided according to your will)」ため、遺言による遺産分割に制限を加える制度としての遺留分制度が存在しない訳である<sup>6)</sup>。しかし、生存配偶者や被相続人に扶養されていた子の生活保障については、遺留分制度とは違う別の方法が採用されている。本研究では、その考察は割愛することとし別の機会に論及する。

### 3. 遺留分制度の趣旨と民法の規定

遺留分制度の基本的な内容は、被相続人の一定の近親者について、一定割合の相続財産を取得することを法律上保障し、残された家族の生

活における物質的な基盤 (foundation) を最低限確保するというものである。制度趣旨 (system purpose) そのものは明快で合理的であるにも拘わらず、色々と難しい解釈問題 (interpretation problem) が含まれている (内田貴, 2011, p. 504)。

### 3.1 相続人の保護と被相続人の処分の自由

本来、被相続人は自分の財産を自由に処分する権利を有している。例えば、すべての財産を生前に第三者に贈与 (gift) したり、遺言によって遺贈 (bequest) したりすることもできる。また、相続分を指定することで特定の相続人に全財産を相続させることもできる筈である。

しかし、被相続人の処分の自由 (freedom of disposal by the decedent) に任せたとすると、被相続人の恣意的な処分行為 (arbitrary disposition act) によって遺族の生活が脅かされたり、正当な期待が裏切られたりする恐れがある<sup>7)</sup>。

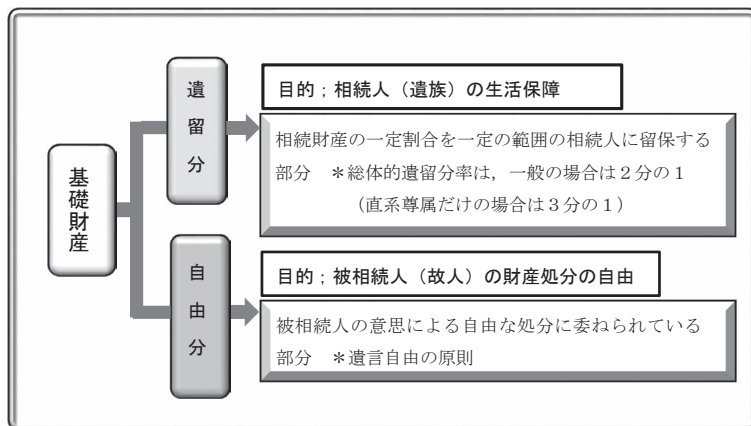
我が国の法制度として、遺族の生活保障 (life security of the bereaved family) や潜在的持分の清算 (liquidation of potential interests) という配慮が別の制度として存在するならばよいが、それは欠けている。

そこで、“相続人の保護 (protection of heirs)”

と“被相続人の処分の自由 (freedom of disposition of property of decedent)”との調和 (balance) を図る制度が必要になる。その調和を図るために、遺留分制度という相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保するという制度が置かれている訳である。被相続人の自由な処分に委ねられている部分を「自由分」といい、自由な処分に制限が加えられている持分的利益を「遺留分」という。

相続人は、被相続人が行った遺贈や贈与が自由分を超えている場合には、遺留分侵害行為として侵害部分の効力を奪って取り戻すことができる権利が認められている。これを「遺留分減殺請求権」と呼んでいる。正しくは「遺留分権に基づく減殺請求権 (offset claims on the basis of legally reserved portion rights)」である。遺留分侵害行為は、当然に無効になるものではなく、遺留分の主張はその権利者各自の自由意志に委ねられている点が特徴である。

この遺留分制度は、一定の範囲の遺族、兄弟姉妹以外の相続人の生活保障を根拠としている。日本における実際の相続の機能として「相続は遺族 (相続人) の生活保障が根拠である」という考え方は、筆者も説得力があると考えている。なぜならば、被相続人の意思としての「遺言」



\*筆者作成

図2 相続財産の遺留分と自由分

を尊重した結果、遺産を継承できない相続人が発生して、被相続人に扶養されていた相続人（配偶者や子）の生活に支障が出ることは、法の正義に反するからである。

### 3.2 遺留分制度の趣旨と民法の規定

遺留分制度を法律上の規定との関係で述べるならば、次の表3に示す(1)被相続人の処分権（遺言の自由）と、(2)遺族の生活保障、(3)潜在的持分の清算という三つのバランスを取ったものと言える。

#### 3.2.1 被相続人の処分権についての考察

まず、(1)の被相続人の処分権に関しては、死後の財産をどのように処分するのかということについては、遺言自由の原則（principles of freedom of will）というものがある。この原則は、遺産は被相続人が築いたものであり、その処分は（死後においても）、被相続人の意思（遺言：testament）によって自由に決定できるというものである<sup>8)</sup>。しかし、この原則を貫徹すると、被相続人の恣意的処分行為によって遺族の生活が脅かされる恐れがある（内田貴，2011，p. 504）<sup>9)</sup>。

#### 3.2.2 遺族の生活保障についての考察

(2)の遺族の生活保障に関しては、被相続人が若年期（early adolescence）の段階では、子供の生活保障が必要である。特に未成年の子（minor child）がいる場合には、非常に重要である。現実の問題として考えるならば、住宅ローンなどを抱えて債務超過（excess debt）の状態が想定でき、遺留分そのものが存在しないこともある筈である。他方、遺留分減殺請求

が肯定されるような壮年期（late middle age）以降であれば、子供の生活保障はすでに必要のない年齢に達しており、必ずしも遺族の生活保障という趣旨は適合しないと考えられる。

#### 3.2.3 潜在的持分についての考察

(3)の潜在的持分の清算に関しては、夫の死亡によって生存配偶者となる妻について、法定相続分や遺留分によって一定期間の生活保障を確保することには合理性がある。なぜならば、所謂「内助の功」によって少なからず遺産の形成に貢献したと考えられるからである。

#### 3.2.4 筆者の見解

配偶者の法定相続分は、婚姻後に形成された実質的夫婦共有財産（couple shared property）の二分の一は、生存配偶者（妻）が取得できる筈である。しかし、配偶者が子と共に相続する場合には、配偶者の遺留分が遺留分算定の基礎となる財産の四分の一になり、妻の通常の貢献分に相当する額が確保されないという問題があることも事実である。

## 4. 現行の相続法における遺留分制度の考察

### 4.1 遺留分の帰属とその割合

以下、現行の相続法における遺留分制度についてその概要を整理して考察する。因みに、民法における遺留分についての規定は、民法第1028条から第1044までの17の条文である。

遺留分の割合とは、遺留分率（legally reserved portion rate）のことであり、民法第1028条で次のように定められている。

表3 遺留分制度の趣旨と法律上の規定の関係

(1) 被相続人の処分権 ⇒ 財産の処分の自由は保護される	* 民法第206条
(2) 遺族の生活保障 ⇒ 一定の親族間には扶養義務がある	* 民法第877条
(3) 潜在的持分の清算 ⇒ 配偶者には潜在的な持分がある	* 民法第768条

\* 筆者作成



◆民法第1028条（遺留分の帰属及びその割合）

兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。

- 一 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の三分の一
- 二 前号に掲げる以外の場合 被相続人の財産の二分の一

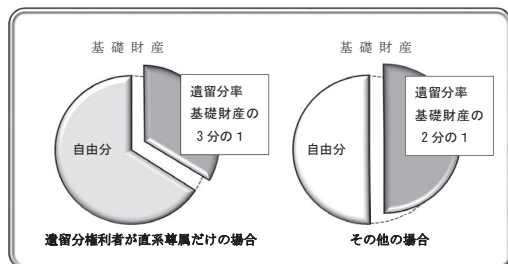
この条文では、一号（直系尊属のみの場合）と二号（一般の場合）という形で、遺留分の割合を二つに区分していることが分かる。相続人は各人の法定相続分が定められている訳であるので、図3のとおり彼らの相続割合（their inheritance rate）を乗じたものが遺留分ということになる。

なお、先述のとおり被相続人の兄弟姉妹には、遺留分は認められていない。子供がいない者で、疎遠（estrangement）となった兄弟姉妹に遺産を相続されることを望まない場合は、遺言書を作成することが必要になる。

民法第1028条で、遺留分権利者の全体に残されるべき抽象的割合（abstract proportions）として「総体的遺留分率（包括的遺留分率）」を定めている。

4.2 抽象的割合としての総体的遺留分率

この総体的遺留分率（overall legally reserved



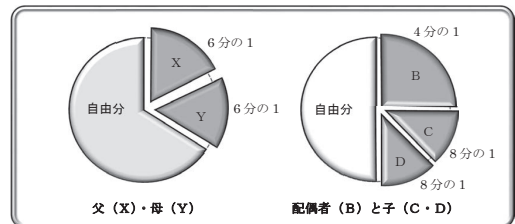
\*筆者作成

図3 総体的遺留分率

portion rate) は、図3に示したとおり直系尊属（父母や祖父母など）だけが相続人となる場合には、被相続人の基礎財産の  $\frac{3}{10}$  の  $\frac{1}{3}$ 、その他の場合は  $\frac{2}{10}$  の  $\frac{1}{2}$  とされている。基礎財産に  $\frac{3}{10}$  の  $\frac{1}{3}$  又は  $\frac{2}{10}$  の  $\frac{1}{2}$  を乗じれば総体的遺留分額が算出できる。

4.3 個別的遺留分率

総体的遺留分率に各自の法定相続分を乗じたものが 個別的遺留分率（individual legally reserved portion rate）である（犬伏由子他，2016, pp. 389–390）。仮に、遺留分権利者が直系尊属（父 X・母 Y）だけの場合には、図4に示したとおりそれぞれが  $\frac{6}{10}$  の  $\frac{1}{3}$  ずつの遺留分（率）を有することになる。他方、配偶者 B と子 C・D の場合には、B が  $\frac{4}{10}$  の  $\frac{1}{2}$ 、C と D がそれぞれ  $\frac{8}{10}$  の  $\frac{1}{4}$  ずつの遺留分（率）を有することになる。



\*犬伏由子他，2016, p. 390より引用（一部修正）

図4 個別的遺留分率

遺産の額に遺留分率を乗じたものが「遺留分額」であるが、その算定を巡っては色々問題がある（内田貴，2011, p. 505）。遺留分率は明白であるが、これに乗ずる遺産の範囲として、被相続人が生前に贈与した財産はどこまで含むのかといった遺産算定の問題がある。

4.4 遺留分算定の基礎財産

4.4.1 相続開始前に贈与があった場合

遺留分算定の「基礎財産（basic property）」とは、被相続人が相続開始時に有した財産であ

る（民法第1029条1項）。この基礎財産に所定の贈与財産を加算することになる。原則として相続開始前の1年間の贈与に限られる（民法第1030条前段）。ただし、1年以上前の贈与であっても、契約当事者の双方が遺留分権利者に損害（damage）を加えることを知って贈与したときは算入される（民法第1030条後段）。また、不相当な対価（inappropriate price）による有償行為（paid action）は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って行ったものに限りに、贈与とみなされる（民法第1039条前段）。例えば、1,000万円の家屋を100万円で売却したような場合には、家屋の贈与（gift of the house）とみなされて加算されるということである。

4.4.2 生前贈与が相続人になされた場合

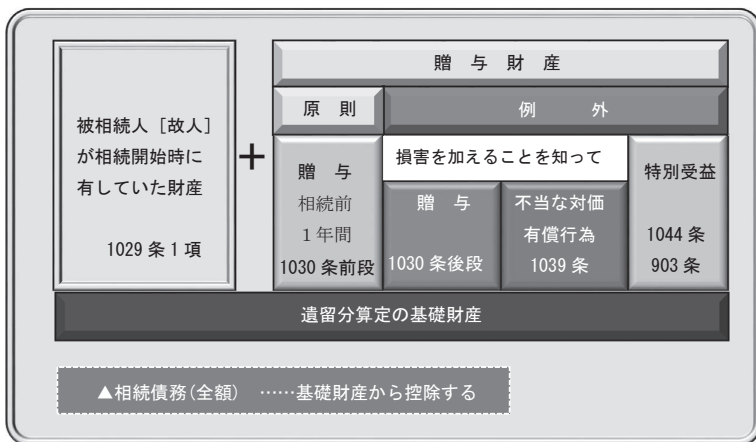
生前贈与が相続人に対してなされ、それが「特別受益（special beneficiary interest）」とさ

れる場合はどうなるのだろうか。この場合は、特別受益者の相続分に関する民法第903条が遺留分に準用されている結果（民法第1044条）、1年以上前の贈与もすべて加算されることになる。

遺留分算定の「基礎財産（basic property）」は、原則として相続開始時に有していた財産に、図5に示した所定の贈与財産を加算し、相続債務（inheritance debt）を全額差し引いて算定することになっている（民法第1029条）。

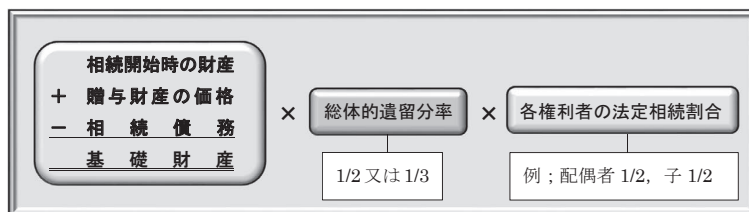
4.4.3 遺留分算定の計算式

遺留分の基本的な計算式は、図6のようになる。被相続人が亡くなった時、つまり相続開始時に所有していた財産に一定の生前贈与財産を加算して、相続債務を差し引いて、「基礎財産」の金額を算定する。それに総体的遺留分率を乗じる。この率は、先述のとおり、直系尊属だけが相続人である場合には、被相続人の財産の3



\* 犬伏由子他, 2016, p. 391を参考にして筆者作成

図5 遺留分算定の基礎財産の構成



\* 筆者作成

図6 遺留分算定の計算式

分の1であり、それ以外の場合には、被相続人の財産の2分の1である。そこで算出した金額に各相続人の法定相続割合を乗ずることで、遺留分の額が算出できる。

#### 4.4.4 筆者の見解

直系尊属だけが相続人である場合には、被相続人の財産の3分の1としている根拠はどこにあるのだろうかという疑問がある。直系尊属（父母や祖父母）だけが相続人になるケースは稀であると考えられる。具体的には、被相続人に生存配偶者や子が存在しないケースであるが、2分の1としていない理由は明らかではない。配偶者と共に相続人となる場合に、配偶者が3分の2で、直系尊属の相続分が3分の1となっていることがその根拠と考えられるが、他のケースと統一して2分の1としても不合理とは言えないだろう。

#### 4.5 兄弟姉妹に遺留分権がない理由

なぜ、兄弟姉妹に遺留分権がないのかを検討した場合、次の表4のとおり二つの理由が考えられる。

兄弟姉妹が相続人になりそうな場合とは、直系卑属と直系尊属が存在せず、配偶者と兄弟姉妹が相続人になるという稀なケース（rare cases）である。仮に兄弟姉妹へ相続財産を一

切渡したくなければ、遺言で他の人に全財産を渡すことを明記しておくだけで実現できる。その際、兄弟姉妹には遺留分がないため、「遺言」どおりの遺産分割がなされる可能性が非常に高くなる<sup>10)</sup>。

#### 4.6 遺留分権利の行使方法

##### 4.6.1 遺留分権に基づく減殺請求権

次に、遺留分保全の方法を考察する。「遺留分」が問題になるのは、次の二つの場合である。一つ目は、①遺産の分け方にかなり偏った指定のある「遺言書」が存在した時である。二つ目は、②亡くなった時の財産に比べてかなり大きな生前贈与があったことを知った時である。ここでは、遺贈や贈与が多額であって遺留分にくいこまれた相続人がいる場合の「遺留分権利の行使方法」の問題を考察する。まず、遺留分は請求しなければ効果がないということである。しかし、遺留分は請求すれば、ほぼ認められる強力な権利（powerful right）であることも事実である。この請求権の法的性質については、表5のとおり形成権説と請求権説の対立がある。因みに、この「形成権」というのは、権利者の一方的な意思表示で法律関係の変動を生じさせる地位のことであるが、判例や通説では①の形成権説＝物権説を採用している（久貴忠彦編、

表4 兄弟姉妹に遺留分権が認められていない理由

・理由1：直系血族でないこと（兄弟姉妹は傍系血族）	
	法定相続人の中で相続（血縁）関係が一番遠いことがその理由である。
	そもそも、相続は、基本的に配偶者と直系血族が優先されるため、傍系血族である兄弟姉妹が相続人となるのは、被相続人に直系卑属（子・孫など）も直系尊属（父母・祖父母など）もいないときに限られている。つまり、配偶者と兄弟姉妹が相続人となるケースでは、扶養義務の観点から配偶者を保護する必要があるということである。
・理由2：兄弟姉妹にも代襲相続があること	
	代襲相続があると遺産分割協議がまとまり難くなることがその理由である。
	兄弟姉妹の子が代襲相続人になる場合、被相続人の「甥・姪」が相続に参加することになるが、通常、被相続人と彼らとは同一生計を営んでいない者であり、扶養義務もない。仮に、甥・姪にまで遺留分権が発生することになると、被相続人が作成した遺言書がこれらによって一部否定されてしまう恐れがある。

\*筆者作成

表5 遺留分権に基づく減殺請求権の法的性質に関する3つの学説

① 形成権 = 物権説	減殺請求によって、遺留分侵害行為の効力は消滅し、目的物上の権利は当然に遺留分権利者に復帰するという考え方である。そのため、この所有権等に基づいて、 <u>目的物の引き渡しを請求することができる</u> という物権的效果説である。
② 形成権 = 債権説	減殺の効力を遺留分侵害行為の取消しであるとしながらも、目的物上の権利は当然に遺留分権利者に復帰することはないという考え方である。ただ、受遺者等に対して返還を求める債権が発生するにすぎないとする債権的效果説である。
③ 請求権説	減殺請求をもって単に受遺者等に対する財産引渡請求権・未履行贈与（遺贈）の履行拒絶権であるとする説である。

\*高橋一夫編，2017，p. 41より引用（筆者一部修正）

2011, p. 260)。我が国の民法は、原則として現物返還主義を採用している訳である。そのため、この強力な所有権に基づいて目的物の引き渡しを請求できると解されている。その例外が価額弁償制度であり、遺贈・贈与の目的物の価額を遺留分権利者に弁償することで、目的物返還義務を免れることができる（民法第1041条1項）。

#### ◆民法第1031条（遺贈または贈与の減殺請求）

遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するために必要な限度で、遺贈又は前に規定する贈与の減殺を請求することができる。

この民法第1031条の規定は、減殺の対象が遺贈と贈与であることが分かる。しかし、遺言による相続分の指定や特別受益の持ち戻しの免除によっても遺留分が侵害される状況が考えられるため、これらについても減殺の対象となると理解されている（窪田充見，2017，p. 540）。

この遺留分権利に基づく減殺請求は、「請求することができる」という、所謂「できる規定」である。遺留分権利者及びその承継人が任意に行うもの（optional things）という意味である。これは、「請求権が行使されない場合も当然ある」ということが前提になる。この遺留分減殺請求が行使されると、遺留分に反する遺言の部分については、その効力が生じないこととなる。遺留分を侵害する行為は、当然に無効になると

いうものではなく、ただ、遺留分権に基づいた減殺請求に服すると解釈されている（高橋一夫編，2017，p. 41）<sup>11)</sup>。

遺留分侵害者に対して、遺留分を侵害する遺贈や贈与に対して減殺を請求できるのは「相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から」から1年となっている。知らなかった場合には、相続開始から10年経過すると請求ができなくなる（民法第1042条）。注意すべき点は、相続の開始及び贈与又は遺贈があったことを知った時ではなく、それらが遺留分を侵害しており減殺の対象となることを知ったときと解されている点である。このため、遺留分権利者の主観（subjectivity）により影響を受けることになる。

「遺留分の算定方法（calculation method）」はどうなるのだろうか。まず、基礎となる「相続財産の額」を決める必要がある。相続開始前に贈与したものや遺贈したものも含めてプラスの財産を加算して（民法第1030条）、そこから債務を控除して算出する（民法第1029条）。遺留分の基礎となる財産には、債務も含まれる訳である。

#### ◆民法第1029条（遺留分の算定）

遺留分は、被相続人が相続開始の時に所有して有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する。

◆民法第1030条

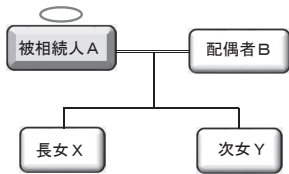
贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与したときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。

4.6.2 遺留分算定の設例

設例に基づいて遺留分の算定方法を検討する。

【例1】被相続人 A に土地・建物、預貯金など6,000万円の財産があって、債務（借金）が2,000万円あった。法定相続人は、A の生存配偶者である B と子供2人（長女 X・次女 Y）の3人である。A が生前に贈与した財産はなかったとすると、B・X・Y の遺留分の額はいくらになるか。

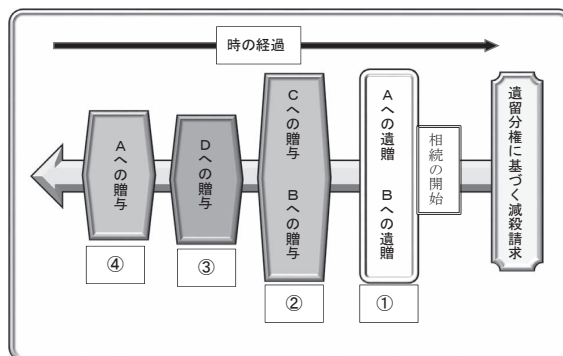
相続開始時の財産6,000万円－相続債務2,000万円＝基礎財産4,000万円  
 基礎財産4,000万円×総体的遺留分率1/2＝2,000万円



この設例の場合、6,000万円から2,000万円（相続債務）を差し引いて、基礎財産は4,000万円である。法定相続人として、配偶者（B）と子供2人（X・Y）がいるので、配偶者（B）は、4,000万円の二分の一（法定相続割合）の2,000万円、子供（X・Y）は4,000万円の四分の一（法定相続割合）で、それぞれ1,000万円ずつを相続することになる。このうち、遺留分は4,000万円の二分の一（総体的遺留分率）で、2,000万円であり、配偶者はその二分の一の1,000万円、子供はそれぞれ四分の一の500万円となる<sup>12)</sup>。

贈与については相続開始前1年間のものまで加えることができるとされているが（民法第1030条）、相続人に対する贈与は、このような制限はないと解されている（民法第903条）。つまり、相続人は、昔の贈与まで遺留分の計算に含めることになる。

贈与と遺贈の減殺の順序は、民法第1033条から1035条に規定されている。その内容は、次の図7に示したとおりである。まず、全体としての経過とは逆方向で新しいものから減殺することになる。そのため、第一に①の遺贈を減殺する。第二に贈与については「後の贈与から順次前の贈与に対して、減殺する（民法第1035条）。つまり、図の②から③、④という順序で減殺していくことになっている。なお、遺言による相続分の指定も、遺贈に準じるものとして



\* 高橋一夫編，2017，p. 42を基に筆者作成

図7 遺留分権に基づく遺贈・贈与の減殺の順序

減殺請求の対象となると解されている（最高裁決定：平成24年1月26日）。

#### 4.6.3 筆者の見解

相続人が相続放棄（abandonment of inheritance）をすると、どうなるのであろうか。その場合は「初めから相続人とならなかったものとみなす」（民法第939条）こととなっている。それゆえに、遺留分を侵害するような贈与を受けた相続人は、その贈与から1年経過していた場合は、相続を放棄すると相続人でなくなるため、遺留分減殺請求を受けることがなくなる、ということになりそうである。ただし、相続人でなくとも「当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたとき」は、1年前の日より前にしたものについても対象となる。それでもこの主観面である「遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をした」との立証（substantiation）は難しい場合もあると考えられる<sup>13)</sup>。

### 4.7 遺留分と特別受益の関係

#### 4.7.1 特別受益としての遺贈

次に「遺留分と特別受益の関係」について考察する。まずは「持ち戻し義務」を免除する意思表示がある場合に、特別受益分（special beneficiary interest）を無条件に遺留分算定の基礎にする財産に加えなければならないのかという点である。特別受益にあたるものとして、まず「遺贈（bequest）」がある。この遺贈とは、遺言によって遺言者の財産の全部又は一部を無償で相続人等に譲渡することをいう。遺贈については、その目的にかかわらず、遺産の一定割合を与える「包括遺贈（comprehensive bequest）」も、特定の財産を与える「特定遺贈（specific bequest）」も全て特別受益にあたる。包括遺贈は相続分の指定と考えてよいため、それだけで相続分が決まる。問題になるのは特定遺贈のみということになる（内田貴，2011，p.

381）。

#### 4.7.2 特別受益としての生前贈与

次に、特別受益には、「生前贈与」がある。生前贈与については、婚姻（marriage）又は養子縁組（adoption）のための贈与や学資（school expenses）としての贈与、その他生計の資本としての贈与等が考えられる。これらの生前贈与が必ずしも特別受益にあたる訳ではない。

例えば、婚姻のための贈与のうち、「結納金」や「挙式費用」については、一般的には特別受益にはならないと考えられている。他方、「持参金」や「支度金」については金額が大きければ特別受益にあたる考えられている<sup>14)</sup>。ただし、持参金等の額が少額で、被相続人の資産や生活状況に照らして扶養の一部と認められる場合には、特別受益にならない可能性がある<sup>15)</sup>。

#### 4.7.3 特別受益の持ち戻し制度

民法第903条1項では、各相続人間の公平を図るため、特別受益分を考慮したうえで具体的相続分を算定する「特別受益の持ち戻し」という制度を設けている。

#### ◆民法第903条（特別受益の相続分）

共同相続人の中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

具体的相続分（specific inheritance）とは、共同相続人間の公平性を実現するために、法定相続分（percentage of statutory inheritance）または指定相続分に特別受益や寄与分の調整を施して算定される観念的・概念的な割合（分割

基準：splitting criteria) のことである。

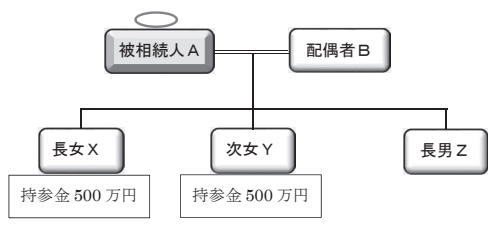
共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻 (marriage) 若しくは養子縁組 (adoption) のため若しくは生計の資本 (livelihood capital) として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。要するに、特別受益の「持ち戻し (bring back)」の対象となる財産は、遺贈、婚姻・養子縁組のための贈与、生計の資本としての贈与ということである。

#### 4.7.4 特別受益の持ち戻しの設例

特別受益分の「持ち戻し」について、次の設例によって考察しておく。

【例2】被相続人 A は、相続財産として銀行預金3,500万円と土地・建物 (時価) 4,500万円遺した。A には、配偶者 B と3人の子 (長女 X・次女 Y・長男 Z) がいる。被相続人は生前、X (長女) と Y (次女) に対して結婚の際の持参金 (特別受益) として、それぞれ500万円を贈与していた。配偶者 B と長男 Z が、X・Y に特別受益があると主張し、X・Y がそれを認めた場合、それぞれの具体的相続額は、いくらになるか。

みなし相続財産 3,500万円 + 4,500万円 + 500万円 + 500万円 = 9,000万円  
特別受益分の持ち戻し



① まず、具体的相続分を算定するためのスタートとなる額を算出する。

これを、「みなし相続財産」と呼んでいる。

$$8,000万円 + 500万円 + 500万円 = 9,000万円$$

② 次に、みなし相続財産9,000万円に対して、法定相続分による割合を算出する。

表6 法定相続分 (額)

相続人	法定相続分	計 算 式
B (配偶者)	= 4,500万円	$9,000万円 \times 1/2 = 4,500万円$
X (長 女)	= 1,500万円	$9,000万円 \times 1/2 \times 1/3 = 1,500万円$
Y (次 女)	= 1,500万円	$9,000万円 \times 1/2 \times 1/3 = 1,500万円$
Z (長 男)	= 1,500万円	$9,000万円 \times 1/2 \times 1/2 = 1,500万円$

\*筆者作成

③ 最後に、②で算出した額について X と Y の具体的相続額は、特別受益分の500万円をそれぞれ差し引く。これを、「特別受益分の持ち戻し」と呼んでいる。

表7 具体的相続分 (額)

相続人	具体的相続額 (特別受益を考慮)
B (配偶者)	= 4,500万円
X (長 女)	= 1,000万円 (1,500万円 - 500万円)
Y (次 女)	= 1,000万円 (1,500万円 - 500万円)
Z (長 男)	= 1,500万円

\*筆者作成

特定の相続人 (X・Y) に特別受益がある場合、どのようにしてその受益分を認めさせるかが問題となる。特別受益がある場合、誰がどのようにその事実を主張すればよいのだろうか。この場合、放っておいても誰かが特別受益を主張して適用してくれるというものではない。特別受益を適用させたい場合には、遺産分割の際に、

相続人 (B 又は Z) が主張する必要がある<sup>16)</sup>。

#### 4.7.5 特別受益の主張が認められない場合

そこで、特別受益を受けた相続人がある場合に、その分の評価をすべきだと考えるなら、必ず特別受益の主張をする必要がある。特別受益があると主張しても、本人がその事実を認めないことが多いと考えられる。また、受益 (beneficiary) の事実自体は認めても、その評価 (value evaluation) について争いになることも想定される。例えば、受益者が不動産 (土地・建物) 購入の際の費用の一部を、父親から援助してもらったことは認めても、その金額がいくらであったかについて相続人同士の認識が合致しないということがある。

特別受益の主張をしても受益者がその事実を認めなかったり、特別受益の評価について合意ができなかったりする場合には、当事者同士で遺産分割協議 (heritage split consultation) を進めることが難しいため、家庭裁判所 (family court) で遺産分割調停をする必要がある。遺産分割調停では、調停委員を介して相続人全員が話し合い、特別受益の有無や評価を含めて遺産分割の話し合いを行うことになる。調停によってすべての相続人が合意 (agreement) できれば、その内容に従って特別受益を考慮した内容で遺産分割ができる。しかし、調停でも合意ができない場合には、遺産分割は審判になってしまい、裁判官に特別受益の評価も含めて遺産分割方法を決定してもらうことになる<sup>17)</sup>。

#### 4.7.6 特別受益の解釈としての「算入説」と「不算入説」

特別受益があった場合に準用される民法第903条3項は「その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する」と定めている。この条項の解釈については、二つの見解がある。一つは、「算入説 (inclusion theory)」で、特別受益を当然に遺留分算定の基礎にする財産 (基礎財産) に加えるというものである。もう一つは、「不算入説 (non-inclusive theory)」で、算入するのは相続開始前1年間に行われたとき及び当事者双方に侵害の意思があるときのみ、算入されるとする説である<sup>18)</sup>。

#### 4.7.7 筆者の見解

次の例で検討しておきたい。被相続人が死亡する2年前に9,000万円の財産を相続人である配偶者 B に生前贈与していて、相続開始時に財産が全くなかった場合はどうなるのであろうか。不算入説を採用すれば、表8のとおり、遺留分を侵害する範囲内 (9,000万円×3/12=2,250万円) でしか減殺の効力は有しないこととなり、その金額は2,250万円となる。これを更に1/3にして X・Y・Z は、750万円ずつしか遺留分を確保できないことになり不合理である。そうならないように、筆者は「算入説」を採用し、9,000万円を持ち戻すべきものと考えている。

表8 不算入説を採用した場合の相続額

相続人	相続財産の額	計 算 式
B (配偶者) =	6,750万円	9,000万円 - 2,250万円 = 6,750万円
X (長 女) =	750万円	9,000万円 × 1/2 × 1/3 × 1/2 = 750万円
Y (次 女) =	750万円	9,000万円 × 1/2 × 1/3 × 1/2 = 750万円
Z (長 男) =	750万円	9,000万円 × 1/2 × 1/2 × 1/2 = 750万円

\*筆者作成



## 4.8 寄与分についての考察

### 4.8.1 遺留分と寄与分の関係

次に、「寄与分」について考察する。寄与分については、民法第904条の2において次のように規定されている。

#### ◆民法第904条の2（寄与分）

共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

特別の寄与（special contribution）とは、相続財産の維持増加に対し特別な貢献があり、しかも、相続財産と具体的な因果関係（the specific cause-and-effect relationship）があることが必要となる。相続人は、被相続人に対し、夫婦間の協力扶助義務や扶養義務（duty to support）・互助義務（mutual aid obligations）があり、この義務の範囲内の行為は相続分で評価されており、「特別の寄与」とは言えない。また、その寄与行為と遺産の維持増加（maintain and increase property）に具体的な因果関係が必要である。家庭裁判所で行われている分類で「寄与（contribution）」には、①家業従事型（family business engagement type）、②療養看護型（medical care nursing type）、③金銭等出資型（money investment type）、④扶養型（special dependents type）、⑤財産管理型（property management type）の5種類がある。

寄与分の規定は、1980（昭和55）年の民法の改正の際に新設されたものである。ただし、遺

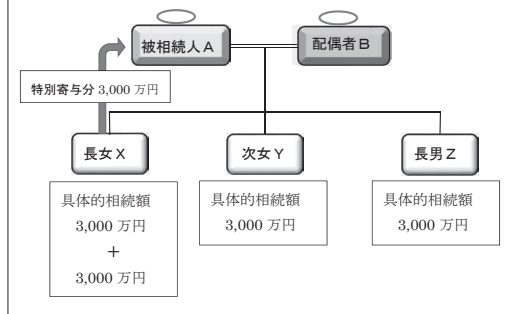
留分と寄与分の関係についての規定は設けられなかった。「寄与分は、遺留分算定の基礎財産から控除されないため、遺留分の計算には影響を与えない」ものである。また遺産分割手続内で寄与分は決定されるものであることから、両者の抵触（conflict）を想定して規定を設けるまでもないと判断したと推測できる。

### 4.8.2 特別の寄与がある場合の設例

次の設例によって、特別の寄与があった相続人がいる場合の具体的相続額の計算について考察する。

【例3】父親（A）が死亡し、遺産1億2,000万円（銀行預金6,000万円、土地・建物（時価）6,000万円）がある。相続人は、長女（X）、次女（Y）、長男（Z）の3人だけである。母親（B）は、今回の相続開始前に亡くなっていた。

通常であれば、3人の子が法定相続分通り3等分して4,000万円ずつ相続する訳であるが、生前、長女（X）が父親の介護施設費として3,000万円を支払っていた。因みに、次女（Y）と長男（Z）は、父の介護などをしたり費用を負担したりしたことはない。この場合、X・Y・Zの具体的相続額は、それぞれいくらになるだろうか。



- ① 第一段階として、まず、寄与分に相当する額を相続財産から除く。

父親の亡くなった時点の遺産（1億2,000

万円) から長女が支払った分 (3,000万円) を差し引く。

1億2,000万円 - 3,000万円 (寄与分) = 9,000万円

- ② 第二段階として、第一段階で求めた総額 (9,000万円) を、法定相続分で按分 (分割) する。

$9,000万円 \times 1/3 = 3,000万円$

表9 法定相続分 (額)

相続人	法定相続分	計算式
X (長女) = 3,000万円	$9,000万円 \times 1/3 = 3,000万円$	
Y (次女) = 3,000万円	$9,000万円 \times 1/3 = 3,000万円$	
Z (長男) = 3,000万円	$9,000万円 \times 1/3 = 3,000万円$	

\*筆者作成

- ③ 第三段階で、長女について法定相続分 (3,000万円) に、寄与分 (3,000万円) を加算する。

表10 具体的相続分 (額)

相続人	具体的相続額 (寄与分を考慮)
X (長女) = 6,000万円	(3,000万円 + 3,000万円)
Y (次女) = 3,000万円	
Z (長男) = 3,000万円	

\*筆者作成

#### 4.8.3 筆者の見解

ここでは単純な設例で考察しているが、実際の相続事件では問題が生じることがある。一例をあげると、農家の跡取り (heir of farmers) として家業の農業に従事した長男に7割の寄与分を認め、他の相続人の遺留分を侵害する結果となった審判を、東京高裁の判決 (平成3年12月24日) は、要旨「寄与分の認定に上限はないけれど、他の相続人の遺留分を考慮しなくても

良いということにはならない」として、原審判を取り消している。

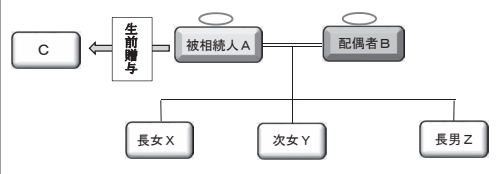
ただし、遺留分の主張の当否にあたっては、「寄与分があることをもって遺留分に対抗することはできない (It is not possible to counter the legally reserved portion with the fact that there is a contribution to their own)」と考えられる。それゆえに、遺留分の争いの範囲では、寄与分はひとまず棚上げしておくという対応となるだろう<sup>19)</sup>。

#### 5. 相続債務を負担する場合の遺留分額の計算方法

遺留分減殺請求権を行使したり、遺留分を侵害しない遺言を作成したりするためには、遺留分の計算を行う必要がある。ここでは、遺留分の具体的な計算方法はどのようなものになるのかを考察する。次の設例をもとに、遺留分と遺留分侵害額の計算方法を検討する。

【例4】父親 (A) が死亡し、遺産6,000万円 (銀行預金) があった。相続人は、長女 (X)、次女 (Y)、長男 (Z) の3人である。法定相続に従って、X・Y・Z はそれぞれ、2,000万円ずつを相続した。なおAには債務 (借入金) が1,500万円あることが判明したため、長女Xが500万円、長男Zが、1,000万円を負担した。

Aは、死亡する6か月前に第三者であるCに1億2,000万円の生前贈与を行っていた。X・Y・Zは、Cに対していくらの遺留分減殺請求を行うことができるか。



法定相続人は、子供（X・Y・Z）であり、3人とも遺留分権利者である。被相続人の相続開始時の積極財産の価額は6,000万円である。法定相続分に従ってX・Y・Zがそれぞれ2,000万円（預金）を相続しているが、Aが亡くなる前に1億2,000万円の生前贈与をしていたことが分かったため、これを遺留分算定の基礎となる財産に加えて、1億8,000万円が遺留分算定のための「基礎財産」の額ということになる。この事例では子が相続人であるので、遺留分率は、二分の一ということになる。相続人全体（X・Y・Z）のために確保される遺留分総額は、表11のとおり9,000万円（1億8,000万円×1/2）ということである。

この設例で、遺留分侵害額は、次の計算式によって算出される。

遺留分侵害額＝各遺留分権利者の遺留分額  
－（各遺留分権利者が相続によって取得した財産の価額－負担した相続債務額）－（遺留分権利者が受けた特別受益や遺贈の価額）

次に、本設例でX・Y・Zの各遺留分が侵害されているかどうかを判断する。ここで、遺留

分権利者ごとの遺留分侵害額の算定式は表12のとおりである。

この設例では、X・Y・Zについて表12のとおり遺留分侵害があることになる。遺留分計算の結果、遺留分侵害があることが認められた場合、遺留分権利者は、遺留分減殺請求を行うことによって自己の遺留分を保全することができる。X・Y・Zは、生前贈与の受贈者である第三者Cに対する遺留分減殺請求権を行使するため、内容証明郵便（content certificate mail）で一方的に意思表示を行うことによって、遺留分侵害額に相当する限度の財産を回復することが可能である。

## 6. 遺留分減殺請求と相続税法の関係

最後に、遺留分権に基づいて減殺請求権を行使した場合、相続税の申告はどうなるのかを考察しておく。相続税の法定申告期限前に遺留分減殺請求がなされた場合には、その時点で当該請求者も「相続により財産を取得した個人」として相続税の納税義務者になり、これを前提とした当初申告を行う必要がありそうに思える。しかし、以下のとおり税務上はそのようには解されていない。

表11 各法定相続人の遺留分額

相続人	基礎財産	総体的遺留分率	法定相続分	遺留分額
X（長女）	1億8千万円 ×	1/2	× 1/3	= 3,000万円
Y（次女）	1億8千万円 ×	1/2	× 1/3	= 3,000万円
Z（長男）	1億8千万円 ×	1/2	× 1/3	= 3,000万円

\*筆者作成

表12 各法定相続人の遺留分侵害額

相続人	遺留分額	相続財産	相続債務	遺留分侵害額
X（長女）	3,000万円	－ (2,000万円	－ 500万円)	= 1,500万円
Y（次女）	3,000万円	－ (2,000万円	－ 0万円)	= 1,000万円
Z（長男）	3,000万円	－ (2,000万円	－ 1,000万円)	= 2,000万円

\*筆者作成

相続税法第32条において、相続税の「更正の請求」の特則について規定している。第32条1項3号で「遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと」と定めている。遺留分減殺請求はその後の調停、訴訟等によって具体的に財産を取得できるのが通常であり、減殺請求時点で課税関係の調整を求めるのは現実的ではない。このことから、「返還又は弁償すべき額が確定した」場合に調整をすることとされている。つまり、法定申告期限到来前（相続開始後10か月以内）に遺留分減殺請求がなされたというだけであれば、これを無視して（減殺請求がないものとして）当初申告を行うべきものと解されている。

また、相続税基本通達11の2-4で次のように定めている。

「相続税の申告書を提出する時又は課税価格及び相続税額を更正し、若しくは決定する時において、まだ法第32条第1項第2号、同項第3号、法施行令第8条第2項第1号又は第2号に掲げる事由が未確定の場合には、当該事由がないものとした場合における各相続人の相続分を基礎として課税価格を計算することに切り扱うものとする。」

ここでも、遺留分減殺請求があっても、その減殺の請求に基づく財産の給付すべき額が確定しない場合には、その減殺請求がなかったものとして課税価格を計算するとされている。

遺留分減殺請求に基づき弁償すべき額が確定した者が、当初取得した財産が減少したことで相続税額を納め過ぎ（過大）となった場合には、その者は相続税の更正の請求手続きを行うことができる。更正の請求手続きとは、既に行った申告につき、相続税額等が過大であった場合に減額更正を求める手続きである。更正の請求を行う場合には、返還・弁償すべき額が確定した

日の翌日から「4か月以内」に更正の請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を提出する必要がある。

遺留分減殺請求に基づき財産を取得したことで納付すべき相続税額が新たに生じた場合又は増加した場合には、その者は相続税の期限後申告又は修正申告ができる。期限後申告又は修正申告の場合は、申告書を提出した日が納期限となるため、申告書提出日より後に相続税を納めると、延滞税が課せられる。期限後申告又は修正申告の申告期限は定められていないが、減殺請求をした者が更正の請求を行い、相続税額の還付を受けた場合、減殺請求を受けた者が申告書を提出しなければ、税務署長が相続税額の決定を行う。税務署長の決定がなされると、相続税の本税の他に無申告加算税も課せられることになる。

## 7. おわりに

本研究では、最初に遺留分制度の起源を考察した。日本の遺留分制度は、明治民法下においては、「家制度」に基礎を置いていたため、家産の維持という思想に基づくゲルマン法体系の遺留分制度を採用していたことが分かった。そして、この遺留分制度は第二次世界大戦後その存在意義をも含めて議論がなされたが、それは、家制度の廃止（the abolition of the home system）に伴って「遺留分制度も廃止すべきではないか？」という議論であった。現在でも英米法においては、遺留分という考え方が存在しないが、日本では結論として遺留分制度は残されることになった訳である。その理由は、本研究で論及したとおり、遺留分制度が「被相続人の財産処分の自由」と「相続人の保護」という二つの対立した要求の調整という役割を持たせた制度であるということを重視し、生存配偶者と子らの生活保障（livelihood security）を認めたからである。

近年、遺言の作成率が増加し、その利用が市民社会に広まっている状況にある。このことは、公正証書遺言 (it will by notarized document) の作成件数や家庭裁判所による自筆証書遺言・秘密証書遺言の検認申立て数の飛躍的增加などによって確認できる<sup>20)</sup>。市民社会において遺言の利用が急速に増加しているということは、一般国民の遺言に対する考え方も次第に変化してきている証拠であると言えよう。また、今後、遺言の増加傾向は継続するものと予測できる。遺言による財産の処分が増加によって、遺留分権に基づく減殺請求権の行使という事案も多発することになるだろう。これは、法の正義 (分配的正義) が守られていないことを意味する。法の正義を守るためには、遺言による相続や遺贈によって本来は相続財産を承継すると考えられていた相続人たちによる「遺留分に基づく減殺請求権 (offset claims on the basis of legally reserved portion)」の行使を認める必要がある。遺留分減殺請求権の行使は、受遺者や受贈者に対して遺留分権利者がする一方的な意思表示 (unilateral manifestation of intention) であり、裁判上裁判外を問わないことになっているが、このことから遺留分減殺請求がなされた時期をめぐる紛争が生じている<sup>21)</sup>。そのため、最後に最高裁判所の判例において、特別受益の持ち戻しについて考察した。実際の相続実務においては、法律の解釈による説明よりも、相続人との人間関係 (human relations) に基づく感情論 (emotion theory) が優先されることがあり、「遺言どおりに後妻とその子に遺産を相続させることは納得できない (You cannot convince possible to inherit the heritage to his second wife and their child in the will as expected)」という相続人 (先妻の子たち) が出現することは稀なことではない。裁判になると、相続人との間の公平性という正義を守るために、例えば10年前に生前贈与した財産であってもすべて含め

て「基礎財産」を算出し、それを基に一般国民には理解を超える複雑な計算過程を経て、遺留分に応じた減殺請求を認めるべきということになる。遺留分に関しては他にも多くの判決が出されている。それは、遺留分に関する法理 (legal theory) がいまだに形成されていないことを示している証拠でもある。その理由は、現行民法の規定が旧民法の家督相続 (succession to family headship) を中心とした規定に最小限度の修正を加えたものになっているからである (平田厚, 2015, p. 162)。現行民法の遺留分制度の趣旨から考えると、共同相続人の間で生じる恐れのある問題に配慮して、立法によって丁寧な条文規定を整える必要がある。これまで、最高裁判例が出され続けることで、「判例による規律の補充 (replenishment of discipline by the case law)」という形ではあるが、司法の解釈において明確になっていなかった点が少しずつ明らかになってきているのが現状である。逆に言えば、遺留分について判例による解釈論が示されていない部分が多々あるということである。筆者は、「遺留分は相続権の一部である」ことを重視し、法の正義を守り、個々の国民の相続権を侵害させないように遺留分制度を存続させることが何よりも重要であると考えている。

## 注

- 1) 別居することによって嫁と姑の問題を回避し易いというメリットがあることは認める。しかし、親子の絆 (結合) というものが、若年層において非常に希薄な状況にあることは事実であろう。遺産相続場面で生じる親子や兄弟姉妹の間の争いは、この希薄化した親子関係を顕在化させたものと捉えることができる。
- 2) 「イギリス」には、遺留分制度はない。ただし、裁判所は、①生存配偶者 (再婚した者も含む。)、②前婚の配偶者であって再婚していない者、③事実上の婚姻関係にあった者、④子、⑤事実上被相続人の子として扱われていた者、⑥被相続人に扶養されていた者の申立てによって、裁量により、扶養のために特定の財産権の設定をし、又は一時金若しくは定期金の支払を命ずることができる」とされている。

「アメリカ」にも、遺留分制度はない。

ただし、生存配偶者に対する保護の制度として次のようなものがある。①夫婦財産共有制を採用している州においては、生存配偶者は、婚姻継続中に取得された財産について2分の1の持分を有しており、この部分については遺言によっても処分できない。②夫婦別産制を採用している州においては、生存配偶者は、被相続人の全財産に対して法定の割合による取得分を主張することができる（婚姻継続の期間に応じて割合が変わる。）。なお、アメリカにおいては、遺産管理手続において遺産が分配される。同手続においては、遺産管理人が選任された上で、遺産管理人が、裁判所の監督の下で、遺産の回収、管理、債務の弁済、遺産の分配等を行うこととされている。

- 3) 「家族の義務」を基礎とするこの慣習法上の遺留分制度は、フランス北部ではフランス革命まで存続し、今日の遺留分法の基礎となった（五十嵐清, 1976, p. 283）。フランス革命の前期の立法者は、平等原理を強調して平等な相続を実現しようとして、被相続人にほとんど一切の財産処分を禁止したが、革命後期になると自由分の範囲が次第に拡大されていったという経緯がある。
- 4) 被相続人の意思に至上の地位を認め、相続人の資格を付与するのは被相続人であるが、これに「家族の義務」という観点から制限を加える役割を遺留分に与えた訳である。すなわち、遺留分は扶養義務（duty to support）に類するものとみられ、極端な「現物返還（主義）」から「価値返還（主義）」という考え方に移行したものと言える。その結果、遺留分の性質は、相続財産に対する債権として把握され、不動産に限らず動産にも及ぶものになる。
- 5) 明治政府は、ヨーロッパ各国において法制の模範とされたフランス法を参考にすることとした。まずフランスの法律を翻訳させ、独力で民法典の編纂を試みた。しかし、それでは間に合わず、フランスからジョルジュ・ブスケ（1846-1937）、ギュスターヴ・ボアソナード（1825-1910）を相次いで招へいし、法典の起草に当たらせた。ボアソナードが中心となって起草された旧民法典には、フランス民法典（ナポレオン法典）の影響が強かったが、民法典論争が生じた結果、結局施行されずに終わった。その後、制定された現行民法典には、ドイツ民法典第一草案の影響が指摘されている。
- 6) 英米法系の国々は、「管理清算主義」が採用されている。これは、人が亡くなった場合、亡くなった人が有していたあらゆる権利義務が、裁判所により選任される人格代表者と呼ばれる者によって帰属して、その人格代表者が相続財産を管理し、債務については支払いを行った後にまだ財産が残っている場合のみ、相続人に財産を分配するという方式である。これに対し、大陸法系の国々においては、「包括承継主義」が採用されている。これは、人が亡くなった場合、その亡くなった人のあらゆる権利義務が、相続人に包括的に移転する

と考えるものである。この場合、裁判所の関与は少なく、また相続人はプラスの財産だけでなく、マイナスの財産についても相続する可能性があるということになる。

- 7) 相続財産について処分を禁止し、これを相続人に取得させる立場がある。これを処分禁止主義と呼んでいる。ゲルマン古法においては、家族共同体が支配し、家族財産は家父と家族の共同所有に属するものとされ、フランク時代になるとそれが相続期待権とされ、家父は、相続人である卑属の持つ相続期待権に拘束され、財産を自由に処分することができなかつた。しかし、後にはその処分の制限が緩和されて、一定部分の遺産処分権、いわゆる自由分権が認められることとなった。
- 8) 相続財産の処分はその処分に対する考え方として、被相続人において相続財産の全部を遺贈その他の方法によって自由に処分することができるという立場がある。これを処分自由主義・遺言自由主義と呼んでいる。これは、私有財産制度の下では被相続人は生前・死後を問わず自由にその所有財産を処分することができるというものである。遺言の自由の原則を貫徹する「英米法」においては被相続人の一定部分の保障を認めるところの遺留分制度は原則として存在しなかつた。
- 9) 例えば、被相続人が家族を裏切って、「勝手な遺言を作成して、愛人などの第三者に全財産を与えてもよいのか？」（いわゆる「不倫遺言」）というような問題が生じる。相続人は正当な期待を裏切られるという結果を認めることになる。そうならないために、遺言者に自由に決定できないように、遺言に優先する遺留分という制度を採用して一定の制約を加えている訳である。制約を加える根拠が、「扶養義務がある遺族の生活保障をする必要があるため」、「配偶者の潜在的持分を清算するため」という二つの理由である。
- 10) 兄弟姉妹に財産を遺す方法
 

特別に世話になった兄弟姉妹にも一定程度の財産を遺したい場合には、次の3つの方法が考えられる。

  - (1) 遺言を遺す場合……遺言書の中で遺産の分割方法を指定する
  - (2) 遺言を遺さない場合……遺産分割協議や法定相続分での相続を期待する
  - (3) 生命保険金の利用……受取人を兄弟姉妹とし固有の財産になるものを準備する

兄弟姉妹は遺留分の代わりに「寄与分」を請求することができる。この寄与分とは、民法第904条の2によって、相続人の中で被相続人の相続財産の維持または増加に特別に貢献した人は、法定相続分以上に相続財産を受け取ることができるという制度である。もし兄弟姉妹が相続人になる場合で、この条件を満たしていれば、寄与分を主張することができる。ただし、遺言の内容と寄与分が衝突する場合は遺言書が優先されるため、寄与分を主張することはできない。
- 11) 遺留分減殺請求の結果は、対象になった財産全部につき、共有物共有になる。遺留分減殺請求を

- すれば、対象になった財産について、遺留分権利者は、侵害された割合分、共有持分権を取得（回復）する。この共有は遺産共有ではなく、「共有物共有」であり、不動産についていえば遺産分割をしなくとも、当然にその共有割合分の所有権移転登記手続請求ができる。
- 12) 遺言によって赤の他人に財産が譲り渡されることがあっても、この遺留分の金額については「遺留分減殺請求」によって取り戻すことが可能である。しかし、遺産相続をすると、債務（借金）も一緒に受け継いでしまうため、遺留分の金額と、借金の金額を計算して、相続にメリットがないようなら、相続放棄についても考えなければならぬ。
- 13) 遺留分とは、遺留分権利者に認められた権利であり、放棄を無制限に認めてしまうと、被相続人が権利者に対して、「相続放棄を強要する」という事態が起きる恐れがある。そのため、民法では相続開始前は「家庭裁判所の許可」が必要であるとしている。遺留分権利者は被相続人の住所地の家庭裁判所に審判の申し立てをする必要がある。家庭裁判所では強要を受けていないか、必要性があるのかどうかなどを考慮して、許可か不許可を決定することになっている。
- 14) 「結納金」とは花婿の親が花嫁に渡す金銭で、挙式の際の花嫁衣装等の購入費用にあてられるものである。「持参金」とは、花嫁の親が花嫁に渡す金銭で、家具や住居等の支払いにあてられるものである。「支度金」とは、花婿の親が、花嫁（ないし夫婦）に渡す金銭で、家具や住居等の支払いにあてられるものである。
- 15) 特別受益として認められるかどうかは具体的事情によって異なるため、当事者の主張が分かれることが多い分野である。特別受益の有無やその価額について当事者間に争いがある場合には、遺産分割の調停を申立てることが可能である。
- 16) 他の相続人のうち誰かが特別受益を受けていると考えられる場合、自分や他の相続人（受益を受けた本人以外の相続人）が特別受益を主張しなければ、自然に特別受益が認定されることはない。誰も特別受益があることを主張しない場合、特別受益の評価が行われないうまま、法定相続分のおりに遺産分割が行われることとなる。
- 17) 特別受益の事実や評価方法について適切に主張と立証ができれば裁判官に特別受益を考慮してもらえる可能性がある。しかし、主張立証が不十分な場合には、特別受益が認められない恐れもある。特別受益を主張する場合には、それをどこまで立証する根拠や資料があるのかを検討し、その準備しておくことも重要になる。
- 18) この点について、最高裁判例は存在しないが、〔大阪高裁1999（平成11）年6月8日判決〕は、「算入説」に立つことを明確にしている。また、算入説に立った上で、特別受益の価額を遺留分算定の基礎財産に算入するにとどまるのか、さらに無制限に減殺の対象となるのかという点についても争いがあったが、この点については、「当然に

減殺の対象となる」という判断が最高裁で示されている〔1998（平成10）年3月24日判決〕。

- 19) 配偶者等の相続人が被相続人の財産形成に対して、具体的にどの程度貢献したのかという個別的事実については、次のようになっている。①「遺産分割事件」においては寄与分として考慮される。しかし、②「遺留分減殺請求事件」においては寄与分を考慮することはできないと解されている。そのため、遺贈の対象とされた財産の形成又は維持について受遺者又は受贈者に相応の寄与分が認められるべき場合であっても、遺留分減殺請求事件においては、これらの者の貢献を考慮することができず、実質的公平を確保することができないという問題がある。
- 20) 「公正証書遺言」は、平成26年には104,490件で、5年間で34.2%増えている。また、家庭裁判所の「遺言書の検認」の件数は、平成26年には16,843件で、5年間で20.6%増えている。
- 21) これについて、学説では、柔軟な対応をとる見解も有力となっているものの、裁判実務では比較的厳格な対応をとっている。
- 本研究で言及したとおり、遺留分減殺請求権の「行使期間」については、次のとおり一定の制限がある。減殺請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅することになる。また、相続開始の時から10年を経過したときは除斥期間によって消滅する（民法第1042条）。この期間が経過することによって、遺留分侵害行為は、確定的に成立することになる。

## 参 考 文 献

- 五十嵐清（1976）『比較民法学の諸問題』一粒社
- 石 弘光（1994）『税金の論理』講談社
- 石 弘光（2009）『現代税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社
- 伊藤昌司（2002）『相続法』有斐閣
- 稲井嘉人（2009）『研究ノート 遺留分減殺請求の法的性質と課税問題について』『産大法学43巻2号』pp. 66-102.
- 犬伏由子他（2016）『親族・相続法〔第2版〕』弘文堂
- 内田 貴（2011）『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』東京大学出版会
- 内田 貴他（2014）『民法判例集 親族・相続』有斐閣
- 右山昌一郎他（1998）『相続法と相続税法』ぎょうせい
- 大島俊之（2000）『民法Ⅱ〔債権・親族・相続〕（全訂版）』東京法経学院出版
- 大村敦志（2014）『新基本民法7 家族編』有斐閣
- 大村敦志（2015）『民法読解 親族編』有斐閣
- 大村敦志（2017）『新基本民法8 相続編』有斐閣
- 梶村太市他（2013）『家族法実務講座』有斐閣

- 風間鶴寿 (1982) 『相続法論序説』 法律文化社
- 金子 宏 (2010) 『所得税・法人税の理論と課題』 日本租税研究会
- 金子 宏 (2015) 『租税法〔第20版〕』 弘文堂
- 加藤一郎 (1997) 『民法における理論と利益衡量』 有斐閣
- 川井 健 (良永和隆補訂) (2015) 『民法概論 5 親族・相続』 有斐閣
- 北野弘久, 黒川功補訂 (2016) 『税法原論〔第7版〕』 勁草書房
- 久貴忠彦編 (2011) 『遺言と遺留分 第2巻 遺留分〔第2版〕』 日本評論社
- 久野幸一 (2002) 『相続と贈与が分かる本』 成美堂出版
- 窪田充見 (2017) 『家族法 民法を学ぶ 第3版』 有斐閣
- 久米和夫・後藤次郎 (2012) 「相続税の課税根拠と課税方式」 『四国学院紀要 (A) 37』 pp. 119-126.
- 久米和夫・後藤次郎 (2013) 「相続時精算課税制度に関する一考察—実務の視点から—」 『四国学院紀要 (A) 40』 pp. 65-72.
- 小池正明 (2015) 『民法・税法による遺産分割の手続と相続税実務』 税務研究会出版局
- 小林 晃 (1998) 『現代租税論の再検討』 税務経理協会
- 小林徹編 (2016) 『平成28年度版国税徴収法基本通達逐条解説』 大蔵財務協会
- 佐々木健 (2017) 『古代ローマ法における特示命令の研究』 日本評論社
- 佐藤義彦他 (2012) 『民法V-親族・相続』 有斐閣
- 笹岡宏保 (2016) 『相続税の財産評価の税務判断』 清文社
- シャープ税制研究会編 (1985) 『シャープ税制勧告』 霞出版社
- 高橋一夫 (2017) 『平成29年版 図解相続税・贈与税』 大蔵財務協会
- 谷口知平 (1991) 『家族法の研究 (下) 相続法』 信山社出版
- 床谷文雄・犬伏由子編 (2010) 『現代相続法』 有斐閣
- 平井亮輔編 (2014) 『正義—現代社会の公共哲学を求めて』 嵯峨野書院
- 平田 厚 (2015) 『新しい相続税法の行方』 金融財政事情研究会
- 前田陽一他 (2017) 『民法IV 親族・相続』 有斐閣
- 松野民雄 (2016) 『民法概論 四訂版』 嵯峨野書院
- 松原正明 (1994) 『判例先例相続法 I—遺産分割』 日本加除出版
- 水野忠恒 (2015) 『大系租税法』 中央経済社
- 水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』 有斐閣
- 宮原弘之 (2014) 『Q & A 民法と相続法の接点』 大蔵財務協会
- 本山 敦・伊川正樹 (2017) 『新実務家のための税務相談 民法編』 有斐閣
- 餅川正雄 (2015a) 「研究ノート 納税者の視点から見た日本の租税法に関する基礎的研究 (I)」 『広島経済大学研究論集第38巻第1号』 pp. 13-31.
- 餅川正雄 (2015b) 「研究ノート 納税者の視点から見た日本の租税法に関する基礎的研究 (II)」 『広島経済大学研究論集第38巻第2号』 pp. 21-43.
- 餅川正雄 (2015c) 「研究ノート 納税者の視点から見た日本の租税法に関する基礎的研究 (III)」 『広島経済大学研究論集第38巻第3号』 pp. 31-57.
- 餅川正雄 (2015d) 「研究ノート 納税者の視点から見た日本の租税法に関する基礎的研究 (III・完)」 『広島経済大学研究論集第38巻第4号』 pp. 175-202.
- 餅川正雄 (2017a) 「日本における相続税の課税方式に関する研究」 『広島経済大学研究論集第40巻第2号』 pp. 63-80.
- 餅川正雄 (2017b) 「日本の相続税法における土地の評価に関する研究」 『広島経済大学研究論集第40巻第3号』 pp. 107-129.
- 餅川正雄 (2018) 「日本の相続税法における代襲相続に関する研究」 『広島経済大学研究論集第40巻第4号』 pp. 23-45.
- 山内ススム (2014) 『相続税法要説〔四訂版〕』 税務経理協会
- 柳 勝司編 (2016) 『家族法〔第3版〕』 嵯峨野書院
- 我妻 榮 (2001) 『民法研究VII-2』 有斐閣
- 我妻 榮他 (2013) 『民法3 親族法・相続法第三版』 勁草書房